

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十三第

行發日一月一年六和昭

第十九回國際統計協會會議 記念特輯號

| | |
|------------------------|-------------|
| 國際勞賃統計 | フリードリヒ・ツアーン |
| 統計學に於ける將來の領域 | コラド・ヂニ |
| 保護關稅の合理化 | 法學博士 神戶 正雄 |
| 南滿洲に於ける我租稅制度 | 經濟學博士 汐見 三郎 |
| 租稅滯納の統計的觀察 | 經濟學士 中川與之助 |
| 階級による差別出生率 | 文學博士 高田 保馬 |
| 幕末に於ける農村人口及農村狀態に關する一推算 | 經濟學博士 本庄榮治郎 |
| 國勢調査に於ける年齡の誤謬 | 經濟學士 岡崎 文規 |
| 正米相場と期米相場との相關々係 | 經濟學士 谷口 吉彦 |
| 米穀の需要に就いて | 經濟學士 八木芳之助 |
| 統計學の課題としての景氣變動の研究 | 經濟學士 蜷川 虎三 |
| フランスに於ける景氣變動豫測論 | 經濟學士 松岡 孝兒 |
| 金融統計特に通貨統計に就いて | 經濟學士 中谷 實 |
| 失業統計の方法について | 經濟學士 益田 熊雄 |
| 保險と統計及統計學 | 經濟學博士 小島昌太郎 |
| 比較研究法と統計の比較 | 法學博士 財部 靜治 |

第十九回國際統計協會會議記念講演會及統計圖書展覽會記事

同統計圖書展覽會出品目錄

(禁轉載)

失業統計の方法について

益田熊雄

はしがき

世界諸國が歐洲大戰の後をうけて世界的不況に陥り、失業問題の解決に悩みつゝある今日、夫が對策の根據となるべき失業統計に一瞥を與ふる事は、敢て徒勞ではあるまい。

今日各國は夫々種々の失業統計を發表しつゝあるが、未だ完全の域に進めるものは極めて少く、而も、夫等凡ての統計に於て計量せる失業者の範圍は夫々異り、甲統計に於て失業者として計量せられたる者が、乙統計に於ては失業者に非ずとして除外せられて居るが如き状態であつて、皆その規を一にして居ないのである。蓋し失業の定義の決定が甚だ困難であつて未だ此に對して承認せられたる定義無きに依るものである。私は敢て此に對して定義の確立を企てんとするものではないが失業統計に於ては、失業の定義を定むる事が第一の先決問題であるに鑑み、聊か此に就いて卑見を述べ、定義の確立に對して注意を促し度いと思ふ。

此に依つて現實の失業者の範圍を考へ、併せて今日諸國に於て行はるゝ失業統計の概況を述べて見度い。

一、失業の定義

失業の定義に就いて從來學者間に夫々異説あり、亦各國の失業保險の失業と認むる範圍も各々異り、¹⁾従つて、諸々の失業統計の示す失業者の範圍は皆同じからず、従つて自ら夫等諸統計間に嚴正なる比較性を欠くに到つて居るのである。例之、我國の失業統計のみに就いて見るも、大正十

1) 松田泰二郎：失業統計調査4—5頁、(大正十四年統計講習會講演録)

二年の神戸市、大正十三年の大阪市、大正十四年の國勢調査に附帶して行はれたる主要工業都市二十一箇所及び其附近、並びに三大鑛山所在地及び其の附近の失業調査、及び昭和五年の第二回國勢調査に於ける失業調査は、皆その失業者の範圍を異にして居るのである。

(註) 大正十二年九月一日兵庫縣が神戸市内に施行した失業調査の範圍は、(一)就職の意思並に能力共にあれども、唯職業が不足のため就職し得ない者、(二)就職の意思あれども、唯職業が不足のため就職し得ない者、(三)就職の意志あれども、病氣その他の原因にて職業に堪えない者、(四)勞働爭議等にて就職して居らない者、(五)日稼勞働者にして一ヶ月十五日以内しか就職し得ない者、として居る。

大正十三年二月二十日大阪府が大阪市及び接續町村地域に亘つて施行した失業調査に於ては、(一)就職したい意思と能力とがあつても就職し得ない者、(二)健康不夏のもの、技術不熟練の故を以て職業に就き得ざる者、(三)半失業者例へば工場職工にして事業縮小のため、賃銀減少し目下生計困難なる者、(四)失業後内職亦は行商等に依りて僅少の収入を得つゝある者、とし、就職不適者中働く意思無き者及び資力ありて就職の必要な者は除外して居る。

大正十四年十月一日國勢調査と同時に進んだ失業調査の際に於ける失業者の範圍は、(一)本調査に於て失業者とは、失業當時勞働者若しくは給料生活者にして、大正十四年十月一日午前零時現在に於て失業し居る者なり、但し(二)日稼勞働者に付きては毎日又は隨時其の雇傭關係に變化あるを以て、失業か否かは調査の前日たる大正十四年九月三十日の状態に依り決定す、(三)失業とは就業の能力及び意思を有するに係らず、而も尙就業の機會を得ざる状態を指す、(四)本調査より除外したる者左の如し、(イ)頽齡衰弱者、(ロ)痼疾のある者、重傷者、不具者、酒亂又は怠惰等惡癖ありて就業に適せざる者、(ハ)任意に基く不就業者、浮浪者にて、自ら求職の途を講ぜざる者、次の者は有業者として調査す、(ニ)失業當時の業務に比し収入及びその他の點に於て不満足なるも兎に角就業の機會を得居る者、(ホ)實收月額二百圓以上の給料生活者、(ヘ)藝娼妓、酌婦、仲居等、(ト)外國人たる給料生活者及び勞働者。

昭和五年十月一日の國勢調査に於て全國的に調査せる失業者の範圍は、(一)給料生活者又は勞働者たりし者にして現に失業して居る者は失と記入すること、日傭勞働者の失業か否かは九月三十日の状態に依つて決定すること、(二)失業とは就業する能力及び意思があつて就職の機會を得ないことをいふ。但し同盟罷業又は工場閉鎖の爲就業しない者は失業者とは認めない。

2) 緒方庸雄：失業問題と救濟施設 2—3頁
3) 東京市統計課：東京市失業調査統計原表、(大正十四年十月一日現在)凡例
4) 官報(昭和五年四月八日) 200頁

此等諸定義の相違より起る統計の比較の困難を除き、失業統計の國際的比較を可能ならしめんとして、國際労働會議は一九二一年十月十・十一の兩日に失業問題専門委員會に於て、失業の定義を左の如く決議し、各國に此の定義を採用せん事を勸告したのである。即ち、『失業とは労働の可能と意思とを有し、而も自己の才能及合意的豫期に適する職業を發見し能はざる労働者の状態を云ふ』云々。

此の定義に於て所謂労働者は肉體労働者のみに限定して居る。勿論肉體労働者は失業對策上最も重視すべきものであつて、失業統計の根幹をなすのであるが、下級の給料生活者も亦社會政策上決して忽せにすべからざるものがあり、失業統計の對象より除外し得ないのである。勿論上級の給料生活者は、失業統計の利用目的よりして、當然失業者の概念から除外せられる。然し下級と上級との限界をどの點に置くべきかは、單に統計技術上よりしては判斷を下し得ざる所であつて、生計費、その時その處の社會状態、物價の高低等、その他多くの點を考慮して初めて決定せらるべきものである。吾國の大正十四年の國勢調査に附帶せる失業調査に於ては、月收入二百圓を以て限界として居る。然し今回の第二回國勢調査に於ては、此の上級と下級の給料生活者を區別して考慮する精神を放棄し、上級の給料生活者と雖も一律に失業者として計上して居るのである。此くの如き趣旨をとりし所以は知るを得ないが、假令、上級下級の限界決定の困難及統計技術上の困難があるにしても、失業統計の利用の點より考ふれば、此を區別して考慮する必要があるのであるまいか。國際労働會議が労働者を肉體労働者のみに限つて、精神労働者を全然除外

5) 柳澤保惠：失業統計に就て(國勢院統計講習會講演錄大正十一年)4頁。

せる理由も、或は此等の困難なる問題を避けんが爲にあつたのではないかと思はれるのである。此を要するに、失業統計に於て先づ第一の先決問題たるべき失業の定義に就いては、異説亂立して定説なく、夫等を統一せんとしたる國際労働會議の決議に基く定義も、以て充分なりとはなし難い。蓋し此くの如く異説紛々たるはその倚る處の立場及び目的確定せず各々独自の立場及目的より定義を下すからであらう。

二、失業者の範圍

從來上述の如く定義一定せざる爲に、自ら失業者となす範圍も甚だ異同があつて、亦統計學上その決定に就いて困難なる問題を多く藏して居る。以下少しく特に問題となるべき範圍に就いて考察して見やう。

(一) 労働の可能なき者 老幼年者、不具者、病弱者を始めとして、其他如何なる原因によるも労働に適せざる者は失業者から除外せられる。失業統計は細民統計とは異なるものであつて、現實の所謂産業豫備軍の統計であるから、假令職があつても働き得ざる者の除外せらるる事は當然である。此の條件は殆んど凡ての失業の定義が述べて居る處である。

(二) 労働の意思なき者 此も同様に諸定義が漏れなく述ぶる處であつて、現實の労働の供給として労働市場に現はれて來ないから、失業者から除外せられる。

(三) 労働爭議中の者 失業統計に於て問題となるものに同盟罷業と工場閉鎖とがある。労働者側

より見れば前者は任意の休業で後者は不本意の休業であつて、尙後者は資本家の意思即ち外より原因によつて労働をなし得ないのであるから、工場閉鎖により労働をなし能はざる者は失業者となす説もあるが、此等は共に全くその職を失つたと云ふ譯ではなく、一時的休止状態にあるものであるから、又工場閉鎖は形式的には外の原因によるものであるが實質的には同盟罷業と同じく勞資闘争の手段であつて、唯その外面に現はるる所のみによつて差別すべきではないから、共に失業者から除外せらるるのである。然し英國の失業保險に於ては同盟罷業に對しては保險金を支拂つて居るが工場閉鎖に對しては保險金を支拂はない。¹⁾此の如く兩者を區別し而も却つて任意の休業たる同盟罷業に對して保險金を支拂つて居る理由は知るを得ない。

(四)高給者及相當の他の収入ある者 高給者は客觀的に平素生活の餘裕あり、相當の貯蓄ある者と推定せられるから、假令此等の者は業を失ふても失業對策の對象とはならぬ。亦労働収入以外に相當の収入ある者は、失業の爲労働収入を失ふも、他の収入により生活し得るから、同様に失業對策の對象とはならぬ。失業對策の對象とならぬ者は失業統計の利用よりして失業者より除外せられるから、勿論高級者及労働収入外に相當の収入ある者は失業者ではない。今回の我國の第二回國勢調査に於ては此等の者をも失業者として居るが、私は此を除外すべきものであると思ふ。

(五)未就業者 徒弟學校、専門學校、大學卒業者等にして職に就かんと欲する者が、適當の職を發見し得ざる場合に、此を失業者となすか否か。未就業者は本來の失業者に比して苦痛少なきものであり、亦實際上に於ても失業保險に於て保險料を支拂はざる故保險金を受くる資格無く、從

1) W. L. Woytinsky: Die Welt in Zahlen, Zweites Buch. S. 327.

2) International Labour Office: Unemployment Insurance. 1925. p. 28.

3) 統計集誌、第589號、昭和五年國勢調査質疑解答

つて失業保険に依る失業統計からは除外せられるから、此は失業者とは區別して考ふるを適當とする。我國の昭和五年の國勢調査に於ても「給料生活者又ハ労働者タリシ者ニシテ、現ニ失業シテ居ルモノハ失ト記入スルコト」として居る。(傍點筆者)

然し未就業者も或る意味に於て労働の供給として労働市場に現はれて居るのであるから、此を全然無視する事は出来ないから、亦失業者の統計の外に此の統計をも必要とするのである。

(六) 自己の才能及合意的豫期に適する職業を發見し得ざる者 此に就いては最も疑義が多い。實際労働會議は此を失業者として認めて居るけれども、此に於て問題は其の限界にある。何を以て適當なる職業と云ふべきか。此に就いての各國の失業保險法或は失業救濟條例等の規定する所は甚だ區々である。⁴⁾ 森教授の論文は此に就いて各國の規定する所をよく説明して居る。以下その一端をしるせば即ち

「失業保險に於けるリスクは、單に職業の缺乏にあらざして、適當なる職業の缺乏である。例へばストライキのために生じたる空席を滿すことは、適當なる職業とは考へられず、従つて保險給付を失ふこと無くして之を拒絶する權利あるが如きは、周知の事實である。不充分なる賃銀の職業もまた適當なる職業とは考へられない。不充分なる賃銀の意義にかんしてはイギリスの失業保險法第七條に左の如く規定して居る。(甲)労働者が就職し居ると同一の土地にありては、其の者が正當に期待し得たりしより低き賃銀又は不利なる條件の職業、(乙)異なる土地にありては、雇主團體と労働者團體との間に締結せらるゝ協定の結果として労働者が普通取得せるものよりも低き賃銀又は不利なる條件の職業、而して若し斯る協定無き場合には善き雇主の支給するよりも低き賃銀又は不利なる條件の職業は、之を拒絶することを得るのである。

從來のものとする職業に使用せらるゝ場合に就ては、更に困難なる問題を生じ、各國の立法例も區々である。例へば一九二四年二月十六日のドイツ失業救濟條例第十三條によれば、扶助を受くる失業者は從來の職業と異なる職業と雖も、その肉體的能方に應ずる總ての職業を甘受しなければならぬ。オーストリアの法律によれば、労働者をして本來の職業に復歸することを困

4) Unemployment Insurance. p. 30—38.

5) 森莊三郎；失業保險の指導原理 (國家學會雜誌42卷4號)p. 86—89.

6) Unemployment Insurance. p. 34.

難ならしむる職業は拒絶し得る。但し之は一定期間だけ認められるのであつて、失業手當金を引續き八週間支給せられ而も一定期間内にその従來の職業に就職し得る見込なきときは、總ての職業が——若し其れが肉體的能力に適し、その健康及び徳性を害せず、且つ相當の報酬を支拂はるときは——適當なるものと考へられる。」

我國の大正十四年の失業調査に於ては、「失業當時の業務に比し、収入及び其の他の點に於て不満足なるも、兎に角就業の機會を得居る者」は失業者より除外せられて居る。惟ふに此の限界は失業保險に重大なる關係を有するものであつて、我國の如き未だ此の制度を有せざる國に於ては將來失業保險制度を設定する場合必ず直面しなければならぬ問題である。此は各國の國情により夫々適宜定めらるべき問題であつて、此處に概説するを得ない。

(七)次に此に關連して考へらるべき重要なる問題として半失業者の問題がある。此は完全なる失業者とは異り、「兎に角一應の就業の機會を得て居る」のであるが、その就業時間短かく、或は就業日數少く、夫より得る收入のみを以てしては生計困難なる者である。此等は共に完全なる失業とは異なるが、矢張り適當なる職業とは見做され得ないから、一種の失業者と見做すべきであらう。各國の失業保險は此に對して保險金を支拂つて居るのであるが、統計上は此を如何に取扱ふべきであらうか。英國に於ては、最初は此を區別して居たのであるが、一九二四年九月以來此の區別を廢して全部普通の失業者として計上して居る。白耳義に於ては實數に於ては兩者を區別して居るが、比例數に於ては區別して居ない。獨逸の勞働組合の發表する統計に於ては明かに此を區別して居るのである。第二回國際勞働統計家會議(一九二五年四月二十一—二十五日ゼネバに於て開催)に於ても此に就いて多くの議論が出たのであるが、結局「出来るだけ本來の失業者と區別して別に計上する

7) Unemployment Insurance. p. 56—59.

8) International Labour Office: Methods of Statistics of Unemployment. p. 33—34.

事」を決議したに過ぎない。

(八)次に統計的取扱上甚だ困難なる問題は季節的失業者である。此は本來の失業とは少し意味を異にして居り、此に對して多くの國の失業保險は保險金を支拂はない。

(註)「白耳義の強制保險法案は、季節的失業者に對して、本金庫から支給する期間を一箇年に三十六日に限り、豫備金庫の負擔に於て更に十八日支給し得ることになつて居る。丁抹では主として季節的労働者からなる共済組合に付ては、内務大臣は失業委員會と商議し、或る期間に對し若くは十五日を超える失業期間に對しては、支給せざる旨を定めることが出来る。伊太利の法律は季節的失業者に付ては、その者が特別附加保險料を納附せざる限り、手當を支給しない旨を規定して居る。季節的失業の傾向ある産業に付ては、一九二二年八月十二日の官報公布の命令で指定された。それに據ると農業、伐木、建築、絹織業及び煙草製造の諸業である。各縣の職業局は季節的失業の期間を、各業に付き各縣別に決定することが出来るのである。ルクセンブルグでは季節的労働者に付ては、普通の事業休止期間に對しては給與しない。瑞西では季節的労働者は事業休止期間に他の業務に就いて居た場合は別として、然らざる時は何等の扶助を受けない。假令他の業務に就いたとしても、季節的雇傭經過後一箇月間は扶助せられない。チエツク・スローベツクの共済組合に對する國家補助法は、原則として季節的失業に對しては補助しない事になつて居る。」

然らば統計上は如何に見られ得るであらうか。凡ゆる職業に於て多かれ少かれ必ず季節的變動はあるものであり、その不況期間の長さ、強度もその時の經濟事情に依つて變化するものである¹¹⁾から、甚だ不確定なものである。第二回國際労働統計家會議は眞の失業状態を知らんが爲には、此の季節的變動を消去すべき必要ありとなし、その消去の方法を研究し、各職業別に季節的平均失業率を求め、此を現實の失業より消去せんとしたのであるが、遂に充分なる方法を發見する能はず、決議となすに到らなかつた。¹²⁾英國の失業保險は此に對しては特別の規定を定めては居ないが、掛金をなす期間と保險金を受くる期間との割合を定むる事により、一箇年に七八週間以上の

9) International Labour Office: The Second International Conference of Labour Statisticians. 1925. p. 62—67. p. 72.

10) 森田良雄: 各國失業保險制度(社會政策時報34卷) p. 38.

11) Unemployment Insurance. p. 43.

失業は認められない事になつて居る。此の問題は我國の失業保險制度を設定する場合には必ず考察せねばならぬ問題であつて、研究の餘地が大である。

(九) 稼働者 我國の國勢調査に於ては、調査の前日たる九月三十日の状態を以て失業か否かを決して居る。此の方法は手續上は簡單で便利であるが、唯一日の状態を以て標準とする時は、九月三十日の天候の如何により稼働者の失業は大となり或は小となつて、果して眞の失業状態を知り得るや否や甚だ疑はしいのである。殊に稼働者の失業は、失業統計上最も重要なものであるから、此の方法は便利ではあるが甚だ危険なる方法である。先に述べし大正十三年二月二十日の大阪府の行ひし失業調査に於て採りし方法、即ち労働日數が最近一ヶ月間に於て十五日に満たざる者を失業者とする方法は、充分に此の危険を脱して居るのである。然し亦此の方法も他面に於て概して教育程度低き稼働者に對して十五日以上労働せしや否や問ふ事は困難であつて、統計の粗雑となるを免れない缺點はある。然しその統計の利用の方面より考ふる時は後の方法は前者に比して尙優れたりと考へられる。

三、調査方法

失業統計は大別して靜態統計と動態統計の二となす。靜態統計は直接方法により、動態統計は間接方法による。

A 直接方法

此の方法は國家、地方團體、或は其他のものが、直接にセンサスの方法によつて失業者を調査

12) The Second International Conference of Labour Statisticians, p. 63—64.

13) Unemployment Insurance. p. 43.

する方法である。此の方法は昔時は資料を興ふる唯一のものとして、甚だ貴重なるものであつたが、近時はその重要性を失つて來た。蓋し失業は甚だ動搖性の大きなものであつて、單に數回の靜態統計のみを以てしては、その真相は把握し難く、亦此の憾み無からしめんとするれば、甚だ多くの費用と手數とを要するのであるから、事實上は此に多くを望まれない状態にある。加之近時失業保險を始めとして多くの失業救濟施設發達し、此等より貴重なる多くの資料を得らるる事となつたから、靜態調査は行はるる事が少くなつて來た。

然し靜態調査を行ふ場合には、失業なるものが甚だ季節的影響を受くる事が大であるから、調査の時期如何は大いに考慮すべき事である。

各國の調査する處を見るに、他の調査に附帶して行へる例は相當多く、洪牙利（一八九〇年）、伊太利（一九〇一年）、亞米利加合衆國（一九一〇年）、和蘭（一九二〇年）、澳太利（一九二〇年）、瑞西（一九二〇年）、南アフリカ（一九二二年）、英蘭及ウエールズ（一九二二年）、大英帝國（一九二四年）、日本（大正十四年）の國勢調査に際し、亦獨逸の職業（一八九五年六月）及營業調査（同年十二月）、白耳義（一八九六年）の工業及職業調査に際して、附帶して失業調査がなされたのである。亦昭和五年十月一日には我國の國勢調査に於て全國的なる失業調査が行はれた。

單獨調査の例としては瑞西（一九〇九年）の調査がある。獨逸に於ては上に述べた Reich の調査（此は夏冬二回行はれて、失業の季節的變動の一端を窺はしめたが、乍遺憾その後繼續せられなかつた。此の調査は Vierteljahresheften zur Statistik des Deutschen Reichs, 1896. IV. Ergänzungsheft に發表せられて居る）の他に Staat の調査があ

1) Methods of Statistics of Unemployment. p. 32.
松田泰二郎：勞働統計(内閣統計講習會講演録、昭和四年) p. 39—40.

る。Bremen(一九〇七年) Baden(一九一〇年) Sachsen(一九一〇—一三年、以後は戦争の爲中絶)等の調査が夫である。公共團體の行へる直接方法の調査として更に此の外、市の行へるものがある。失業現象は主として大都市に於て特に著しく現はるゝものであるから、市の調査は相當多い。Dresdenは一九〇二年より毎年調査を行ひ、Cölnは一九〇四年より毎年二回行つて居る。Stuttgartの調査は全く失敗に歸して了つた。我國に於ても前に述べた神戸市、大阪市の調査がある。此の他、労働組合、職工組合、畫工聯盟或は私人等の調査もある。

之を要するに、直接方法は甚だ費用及手数を要するものであるから、多くは小地域を限つて之を行ひ、全國的なものは殆んど凡てが他の調査に附帶して行はるのである。現在に於ては此の方法の利點とする處は、失業の全體的なる調査をなす事を得、次に述べる間接方法によつて得たる統計と比較し、凡そその割合を以て、常に間接方法によつて得たる統計に、補間法によつて補正を加へる事が出来る點であらう。

B 間接方法

(イ) 任意失業保険統計 此の制度は次に述ぶる強制失業保険に次いで良き動態統計を與ふるものであるから、強制保険の制度未だ行はれざる國に於ては、最も貴重なる統計である。此の制度は労働組合が相互扶助的に組織したものであつて、此に國家が若干の補助金を支出して居るものが多い。

此の制度はその歴史を尋ねれば、一八九三年瑞西の Berne に公共團體の經營する失業保險が

- 2) Elster: Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 4. Aufl. Bd. 1. "Arbeitslosigkeit und Arbeitslosenversicherung," S. 798.
J. Müller; Deutsche Wirtschaftsstatistik. S. 237.
- 3) R. Herbst: Die Methoden der deutschen Arbeitslosenstatistik.
- 4) Methods of Statistics of Unemployment. p. 31.

生れ、Basle. Cologne (一八九六年) Leipzig (一九〇五年)等にも行はるるに到つたが、此等は發展するに到らなかつた。

次に労働組合の協同により白耳義の工業都市 Ghent 市に一九〇一年失業保險制度起り、被保險者一萬三千人を有した。此の制度は Ghent System と稱せらるるもので、今日の失業保險の先驅をなすものである。此より此の制度は急激なる勢を以て發達し、現在に於て此の制度を有する國は佛蘭西(一九〇五年より、一七萬人)、諾威(一九〇六年より、四萬人)、丁抹(一九〇七年より、二六萬人)、和蘭(一九一七年より、二八萬人)、フィンランド(一九一七年より、二・五萬人)、西班牙(一九一九年より)、白耳義(一九二〇年より、六〇萬人)、チエツコスロバキア(一九二二年より、百萬人)瑞西(一九二四年より、二二・五萬人)等がある。

任意失業保險の統計は強制保險の夫に比して、被保險者の範圍も狭く、統計も不完全であつて只總失業者を推計する基礎となり得るに過ぎないが、一方此の統計は材料が長期間に互るの利點がある。此の統計は労働組合加入者のみに就ての統計であるから、任意保險加入者と全體の労働者との割合が知られ、而も加入者と非加入者の失業率が同一なる時にのみ、總失業者の數は類推せらるる譯である。⁵⁾然し此は亦難事と云ふべきであらう。而して此の統計は労働組合そのものの性質により、失業者數が非常に増減するものであるから、此の點も深く注意を要するのである。更に任意保險に於ては工業の別により支給する保險金が異なるのであるから、豫めその異なる程度を知つて置かなければ、支給せられた總保險金額から直ちに失業者數を知る事は出来ない。亦任意保險は強制保險に比して、工業別職業別の分類が困難である。而も尙此の統計は現在に於ては

5) Methods of Statistics of Unemployment. p. 17—21.

甚だ貴重なるものである。強制保険制度の相當廣く行はるる英國に於てさへ此の統計は捨つるを得ない。此の統計は強制保険の未だ存在せざりし時代の失業状態を知り得るは勿論であるが、現在に於ても、強制保険の統計と兩々相並び、統計家に對して兩者を對稱する事により、統計方法そのものの差異によつて如何なる程度に失業率の相違を示すものであるかと知らしめるのである。

此の統計を定期的に發表する國及び機關は、⁶⁾ 白耳義 (La Revue du Travail) 丁抹 (Statistiske Efterretninger; Meddelelser fra Socialradets Sekretariat; Statistik Aarbog) 獨逸 (Reichsarbeitsblatt; Vierteljahrshefte zur Statistik des Deutschen Reichs) 英國 (Ministry of Labour Gazette) 〴〵 ンガリー (Magyar Statisztikai Szemle; Magyar Kir. Allami Munkaügyi Központ) 和蘭 (Maanschrift van het centraal Bureau voor de Statistiek) 諾威 (Statistiske Meddelelser, utgitt av det Statistiske centralbyrå) 瑞典 (Societe Meddelanden, utgivna av K. Socialstyrelsen) 等である。

(ロ) 強制失業保険統計 失業に就いての最良の定期的動態統計を與へるものは強制失業保険である。然し此の制度の實施には一大困難がある。即ち完全なる失業統計は失業保険より得られ、失業保険は完全なる失業統計が存在しなければ實施し得ないと云ふジレンマにあるのである。

然し英國は英斷を以て、勇敢にも一九一一年十二月 National Insurance Act. Part II. の通過により、此の制度の實施に成功したのである。⁷⁾ 此は労働組合より發表する長期間に亙る任意失業保険の統計が、充分なる基礎を與へ、實際の計算をなし得しめたるに依る事は勿論である。當時は被保険者は少數の工業に限られて居たが、數年の經驗により、一九一六年七月に改正せられ、亦一九二〇年 (Unemployment Insurance Act) には十六歳以上の凡ての工業労働者に擴張するを得たのである。但し農業労働者⁸⁾、家事使用人、家内工業者、自宅職工、精神労働者、年收五〇磅を越ゆる非手工業労働者等は除外せられて居る。被保険者數は約一、二七五萬人に上り⁹⁾、世界に於ける

6) Methods of Statistics of Unemployment. p. 43—66.

7) Methods of Statistics of Unemployment p. 11—14. p. 35.

強制失業保険制度の先馳であり、模範である。

此の統計は月の最終金曜日に登録せられたる失業者の總數と比例數、及び前月の夫に比しての増減率を示し、男女別、工業別（一般國勢調査に於ける職業の分類と同一にして約百に分類せられる）に分類せられて居る。¹⁰⁾此の統計とても完全なものではなく種々の缺點を藏するのであるが、¹¹⁾少くとも現在に於ては失業統計としては最良の資料たるは疑がない。

強制失業保険は始め一八九五年に *the Unemployment Insurance Act* に於て行はれたのであるが、遂に失敗に終つて二年にして中止せられた。其後英國が此を實施して成功するや、強制失業保険は世界の注目の的となり、伊太利（一九一九年より、一九二三年改正、三百萬人）、澳太利（一九二〇年より、百萬人）、露西亞（一九二〇年より、七百萬人）、クイーンズランド（一九二二年より、一五萬人）、愛蘭自由國（二五萬人）、ブリガリア、ポーランド（一九二四年より、一二〇萬人）も此に倣つた。獨逸は一九二七年七月九日、強制失業保険法案を通過し、同年十月一日より實施した。その加入者は一、六五〇萬人の多きに上つて居る。我國に於ては未だ調査中であつて、而も任意失業保険制度もなく、失業に關する他の統計も寥々たる有様であるから、實施は近い將來に於ては困難であらう。

英國 *Ministry of Labour Gazette* に、澳太利は *Statistische Nachrichten* に、伊太利は *Bollettino del Lavoro e della Previdenza sociale* に定期的に此の統計を發表して居る。¹²⁾

(ハ) 労働組合の統計 強制保険も任意保険の制度も有しない國は、失業救濟資金を給與しない労働組合の統計を發表して居る。此の統計は失業保険行政の影響を受くる事がないから、却つて失業保険の統計よりも優つて居るかの様であるが、實際に於ては組合が特に統計を作る必要に迫ら

8) 森莊三郎：農業労働者の失業保險(社會學雜誌第八號大正13年12月) p. 65—68.
9) Hilton: Statistics of Unemployment derived from the working of the Unemployment Insurance Acts. (Journal of the Royal Statistical Society, Vol. LXXXVI, 1923). p. 156.
10) Methods of Statistics of Unemployment. p. 55.
11) *ibid.* p. 12—14.

れて居ない爲に、此の統計は甚だ粗雑なものとなつて居る。組合員の相互扶助制度を有して居ない組合にあつては組合員の移動が多く、統計は動搖性が大で更に粗雑なものである。此の種の統計は戦前まで佛蘭西にあり、紐育及マサチューセツトには最近まで存在して居つた。現在に於ては只濠洲と加奈陀が之を有して居るに過ぎない。

(二) 職業紹介所の統計¹²⁾ 失業者が職業紹介所に於て登録する事を強られ、現在職を得て居る者に於て轉職せんとする者の登録を許さざる場合には、職業紹介所の統計はよく失業者の總數を示し得るものである。職業紹介所が強制失業保険或は失業手当制度と密接に關係し、保険金或は手当の受領に職業紹介所に於ける登録を條件とせる場合に於ては、職業紹介所の統計は失業保険の統計と殆んど同一となるのである。失業保険制度を有する國に於ては皆此の制度を取つて居る。

此の場合職業紹介所の統計は、失業保険に加入せざる——例へば英國に於ける農業労働者等の如き——失業者の登録をも包含して居るのであるから、失業保険の統計に比すれば大なる數字を示す如く考へられるが、實際は英國に於ては却つて逆の状態を示して居る。此の事は保険金を受くる権利を使ひ盡し、紹介所に於ては登録せざる失業者の數が、農業労働者その他の非被保險者の數よりも多いと云ふ事を示して居るのである。

失業保険の制度を有せず、只職業紹介所は求人求職の依頼を受くるに止まる國に於ては、職業紹介所の統計は失業者の總數を知るものとして信頼するには足らない。我國の如きは實に後者に屬して居つて、失業者の動態統計を示す優れたる統計は存在しない状態である。

12) *ibid.* p. 43—66.

13) *ibid.* p. 24—28.

(ホ) 其の他の統計 以上の他、雇主の申告に基く雇傭統計、救護制度の示す統計、疾病保険統計或は失業救済統計等は、失業者の絶対数を示すものではないが、間接に大體に於て失業者の増減の傾向を類推する資料となる。先に述べし諸統計を有せざる場合にあつては、此等の統計に依るより他に方法が無い。

四、結 言

以上に於て失業統計の一端を窺つたが、現在失業統計は決して完全の域に進んで居るとは云ひ得ない。否今尙未解決の問題を甚だ多く藏して居つて、今後の研究に俟つ處が大である。失業問題の急迫せるにかかわらず、失業統計の此の如き状態なるに鑑み、國際勞働局は大いに此が研究に勉め、數多の研究報告を公にしつゝあり、昭和五年九月東京に於て開催せられたる國際統計會議に於ても、失業統計は重要論題として討論せられたのである。

現在世界の失業統計を見るに、英國の強制失業保險の統計を以て其冠とし、各國の失業統計は之を目標として進みつゝある。靜態統計の重要性は失はれて動態統計の完成へと急ぎつゝある。

されど我國に於ては失業保險の制度無く、勞働組合の組織未だ完全ならず、職業紹介所の内容は甚だ不完全であつて、動態統計に多くを望まれない状態にある。幸にして靜態統計に於ては昭和五年十月一日の國勢調査に於て全國的の失業調査が行はれて、昭和五年末にはその速報が發表せられる豫定であるが、此に従つて職業紹介所の内容を充實し、擴張し、増設して以て強制失業保險制度の實施へ向はん事が望ましい。